

広島県告示第七百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十一年八月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道甲田作木線	安芸高田市高宮町川根字直会五一五番一地从先から 安芸高田市高宮町川根字直会五〇六〇番五地先まで 安芸高田市高宮町川根字直会五〇六〇番五地先から 安芸高田市高宮町川根字直会五〇三六番地先島根県堺 まで 安芸高田市高宮町川根字直会五〇六〇番五地先から 安芸高田市高宮町川根字火ノ山一九六三番一地从先島根 県堺まで	平成二十一年七月二十七日